（信用金庫等の報酬等に関する開示事項）

第三条　規則第百三十五条第三項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員（信用金庫の役員（信用金庫の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条において同じ。）及び対象職員等（信用金庫の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、信用金庫から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、信用金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

2　信用金庫が子会社等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）を有する場合における規則第百三十五条第三項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　対象役員及び対象職員等（信用金庫の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（信用金庫の子法人等であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、信用金庫又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫若しくはその連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、信用金庫及びその主要な連結子法人等の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

○金融庁告示第二十三号

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第六十九条第一項第六号、第七十条第四号及び第七十二条第二項の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合又は信用協同組合連合会及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年三月二十九日

金融庁長官　畑中龍太郎

（信用協同組合連合会の報酬等に関する開示事項）

第一条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第六十九条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　対象役員（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び次条において同じ。）の役員（信用協同組合連合会の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び対象職員等（信用協同組合連合会の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、信用協同組合連合会から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用協同組合連合会から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、信用協同組合連合会の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

（子会社等を有する場合における信用協同組合連合会等の報酬等に関する開示事項）

第二条　規則第七十条第四号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　対象役員及び対象職員等（信用協同組合連合会の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（信用協同組合連合会の子法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。次条第二項第一号において同じ。）であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、信用協同組合連合会又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用協同組合連合会若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、信用協同組合連合会及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

（信用協同組合等の報酬等に関する開示事項）

第三条　規則第七十二条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員（信用協同組合の役員（信用協同組合の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条において同じ。）及び対象職員等（信用協同組合の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、信用協同組合から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用協同組合から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、信用協同組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項